

Edy サービス利用約款

第1条（目的）

本約款は、三菱UFJニコス株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネー「エディ」に関して規定するものです。利用者が「エディ」を使用する場合には本約款が適用されます。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

●Edy サービス

エディの発行、エディの購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとしてエディを使用したときには、使用されたエディに相当する代金額と同額の金額をビットワレット株式会社（以下「ビットワレット」といいます。）が加盟店に対して支払うサービス。

●Edy カード

三菱地所が運営する MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館の会員証として三菱地所から会員に交付され、利用者が本約款に従ってエディを記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等。

●エディ

当社がビットワレット所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき利用者が商品等の代金の支払いに使用することができる前払式支払手段。

●Edy 番号

Edy カードに記載される番号であって、当該 Edy カードに記録されるエディ及びエディによる取引を特定するために割り当てられる 16 桁の数字。

●Edy マーク

Edy カードであることを認識するために Edy カード券面に表示され、また加盟店標識として使用される Edy サービスのマーク。

●利用者

三菱地所が運営する MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館の会員証の保有者で、Edy カードを正当に保有する者であって、当社が発行するエディを正当に入手して当社の定める方法でエディを使用する者。

●加盟店

ビットワレットのエディの取扱いに関する加盟店契約により、商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて利用者がエディを使用することができる事業者。

●商品等

利用者が販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等。

●エディ端末

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて利用者がエディを使用するために必要となる機器であって、加盟店又はその指定する場所に設置される端末機器。

●Edy チャージャー

利用者が本約款第7条によりエディの発行を受けることのできる端末機器。

●パーソナルリーダー・ライタ

インターネットを介して利用者がエディの発行を受ける際又はインターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金の支払いにエディを使用する際に必要となる端末機器（その他の機器に内蔵される端末機器も含まれます。）。

●提携会社

当社からエディの発行に関する事務の委託を受け、当社から利用者に対するエディの発行に関する事務を履行する事業者。

第3条（Edy カードの貸与等）

1. Edy カードは、MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館から利用者に貸与されるものとし、利用者は、貸与された Edy カードを MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館の会員規約等で定める会員証の取扱いに従い、管理するものとし、
2. 利用者は、本約款上の地位を第三者に譲渡できず、また Edy カードを第三者に再貸与、譲渡、その他担保として提供することはできないものとし、

第4条（約款の遵守）

1. 利用者は、当社が発行するエディの使用及び Edy サービスの利用について、本約款を遵守するものとし、
2. 利用者は、Edy マークを掲示した加盟店で、商品等の購入又は提供の代金の支払いにエディを使用することができます。

第5条（パーソナルリーダー・ライタの取扱い）

1. 利用者は、インターネットを利用した取引においてエディの使用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライタを利用者の費用により入手するものとし、
2. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、利用者が使用する機器（以下「パーソナルリーダー・ライタ接続機器」といいます。）に当社所定の方法に従い使用するものとし、

第6条（エディの取扱い）

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的でエディを使用することはできず、かつ、営利目的にエディ、Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタを使用しないものとし、
2. 利用者が Edy カード 1 枚に記録することのできるエディの上限は、Edy カードに記載されている金額とします。利用者は、上限の範囲内であれば何度でも、本約款に基づき当社からエディの発行を受け、Edy カードに記録することができます。
3. エディの未使用残高は、エディ端末、パーソナルリーダー・ライタ接続機器又は Edy チャージャー等の画面に表示させる方法により確認することができます。
4. 利用者は、エディ、Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタの破壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずエディの複製を試みたり、そのような行為に加担及び協力しないものとし、

第7条 (エディの発行)

1. 利用者は、エディの発行を希望するときは、当社所定の方法により手続を行うものとします。
2. エディが利用者のEdyカードに記録された時点をもって、利用者に対しエディが発行されます。
3. 1回に発行されるエディの額は、金25,000円相当を限度とし、かつ、利用者は、当社所定の金額単位でのみ発行を受けることができます。
4. 利用者が支払うエディの発行対価は、利用者から当社に対し、直接又は提携会社を通じて支払われます。
5. 利用者は、当社又は提携会社所定の時間内に限り、エディの発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、エディの発行が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べないものとします。

第8条 (エディの使用)

1. 利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edyカードに記録されたエディを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。
2. 利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をエディで支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額がエディ端末に入力された後、利用者は、Edyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせることにより（加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。）商品等の代金額に相当するエディをエディ端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、商品等の代金額及び使用後のエディの残高がエディ端末に表示されますので、利用者は、その表示された内容に誤りがないかどうかを確認し、誤りがあった場合には、速やかに当該加盟店に対して申し出るものとします。
3. 利用者が加盟店に対し、インターネットを通じてエディにより商品等の代金を支払う場合には、利用者は、パーソナルリーダー・ライタ接続機器の画面の指示に従い、Edyカードより商品等の代金額に相当するエディをエディ端末に移転させて、加盟店に当該代金を支払います。
4. 前二項の場合、エディ端末又はパーソナルリーダー・ライタ接続機器に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のEdyカードから加盟店のエディ端末に対するエディの移転が完了し、これにより当該エディ相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。なお、エディ端末にエディが不足している旨の表示がされた場合は、利用者は当該不足額について現金等で精算か、あるいは不足額が生じないように商品等の購入額を減額するものとします（インターネットでの利用においてエディに不足額が生じた場合には、エディによる購入はできません。）。
5. 利用者は、本条第2項及び第3項の場合において、エディが正常に移転するまで、Edyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせるものとします。Edyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせたにもかかわらず、エディが正常に移転しなかった場合、利用者は、加盟店の指示に従うものとします。
6. 利用者は、エディにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者 と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者 と加盟店との間で解決するものとします。
7. 当社は、利用者 と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。

第9条 (エディ使用後の取扱い)

前条第4項に定めるエディの移転後、利用者 と加盟店の間におけるエディ移転の原因となる商品等の購入又は提供に係る取引の無効が判明し、又は、当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、利用者は、当社及び当該加盟店に対して当該エディの移転の無効又は取消しを求めることはできません。この場合、利用者 と当該加盟店との間の精算は、現金等により行われます。

第10条 (Edyサービスの利用中止等)

1. 当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者 に予告することなく Edy サービスの利用を全面的に又は部分的に中止することがあります。
 - ①Edy カード若しくはこれに記録されたエディ（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき。
 - ②エディ（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき。
 - ③Edy カード若しくはパーソナルリーダー・ライタの破損、電磁的影響その他の事由によりエディが破壊及び消失したとき又はEdy サービスに関するシステムの障害その他の事由によりエディ端末が使用不能となったとき。
 - ④Edy サービスに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりEdy サービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき。
 - ⑤利用者によるエディの使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。
 - ⑥利用者によるEdy カード又はパーソナルリーダー・ライタの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき。
 - ⑦その他やむを得ない事由が生じたとき。
2. 前項のEdy サービスの全部又は一部の利用中止により、利用者 に不利益又は損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
3. 利用者は、Edy カード又はこれに記録されたエディが、偽造、変造又は不正作出されたものであることを知ったときは、Edy カード又はエディを使用できません。この場合、利用者は当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造又は不正作出されたEdy カード又はエディを当社所定の方法により当社に提出するものとします。

第11条 (Edyカード等の紛失、盗難等)

Edy カードの紛失、盗難その他の事由によりEdy カードに記録された未使用のエディが紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は、その責任を負わないものとします。

第12条 (エディに生じた事故)

1. Edy カードに記録されたエディが、Edy カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当該Edy カードを直ちに当社所定の方法により提出することとします。
2. 当社は、前項のEdy カードについて未使用のまま破壊又は消失されたエディの金額を当社所定の方法で確認し、

これによって未使用のまま破壊又は消失されたエディに相当する金額を当社が確認できた場合には、当社所定の方法でその金額を利用者に返還します。

第13条（エディの払戻し）

1. エディの払戻しは、前条第2項、本条、第19条及び第21条に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、行うことができません。なお、理由のいかんを問わず、Edy カードを当社に提示できない場合は、Edy の払戻しは一切行うことができません。
2. 当社の都合により Edy サービスを全面的に終了する場合には、利用者は、当社に対して Edy カードを提出することにより、当社に対してエディの払戻しを申し出ることができます。この場合、当社は、当社所定の場所において当社所定の方法により、利用者の Edy カードに記録された未使用のエディの金額を確認し、その金額の払戻しを行います。なお、払戻しを実施した Edy カードは、以後 Edy カードとして使用することはできません。
3. 当社は、払戻しを求める利用者が正当な Edy カードの保有者であることが確認できない場合又は未使用のエディの金額を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。
4. 第2項に定める場合を除き、エディの払戻しを行う場合には、当社所定の払戻手数料を申し受けることがあります。

第14条（Edy カードの返却）

1. 利用者は、Edy カードに付帯する個別のサービスの有効期間満了その他の理由により、当該カードを MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館に返却する場合には、Edy カードに記録されたエディを使い切り、MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館の指示に従い当該 Edy カードを返却するものとします。
2. 前項の場合において、エディを使い切ることなく、エディが記録された状態の Edy カードを MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館に返却した場合には、利用者は、当該エディの使用権を放棄したものと取り扱われることを、あらかじめ同意するものとします。

第15条（特典等の扱い）

利用者は、ポイントサービスや割引サービス等を提供する事業者（以下「ポイント事業者等」といいます。）が利用者との約定に基づきエディと関連して独自のサービスを提供するに当たり、ポイント事業者等及び当社が別途定める事由により利用者に当該サービスに付随して付与される特典等が付与されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

当社は、本約款に基づく取引において、原則として、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。その後の改正を含みます。）第2条第1項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。）を取得しません。ただし、当社は、払戻しの手続を行うに当たり、利用者の住所、氏名その他の情報を取得することがあります。この場合、当社は、取得した情報を払戻しの手続及びこれに関する問い合わせのためにのみ利用することとし、また善良なる管理者としての注意をもって当該情報を管理するものとします。

第17条（エディ使用情報の取得等）

利用者は、ビットワレットが Edy サービスを運営する上で取得したエディの使用履歴情報がビットワレットに帰属することに同意し、当社及びビットワレットがそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意するものとします。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社及びビットワレットの社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第18条（調査）

1. 当社は、エディの安全性を高める目的及び当社が不相当と判断するエディの使用を防止する目的等のために調査、情報の取得を行うことがあります。
2. 利用者は、当社が前項の目的のため利用者におけるエディの使用状況について調査、情報の取得を行い、法令等に基づく場合又は捜査機関、税務署その他国の機関からの要請その他当社が必要と認める第三者に当該情報を開示する場合があることにあらかじめ同意するものとします。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第19条（利用資格の取消し）

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者の Edy サービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し Edy サービスの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ①本約款に違反した場合
- ②反社会的勢力である又はその疑いがあると当社が判断した場合
- ③Edy サービスの利用に関し、自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害した場合
- ④Edy サービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると当社が判断した場合
- ⑤その他利用者の Edy サービスの利用状況等から、Edy サービスの利用者として不適格と当社が判断した場合

第20条（加盟店及び商品等）

1. ビットワレットと加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。
2. ビットワレットと加盟店は、販売又は提供に係る代金についてエディを使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができます。

第21条（Edy サービスの終了等）

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、ビットワレット又は当社の都合等その他の事由により、Edy サービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知するものとします。

2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用のエディについて第12条による払戻しの手続を行うものとします。

第22条（制限責任）

Edy サービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失にもとづく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、当社は責任を負わないものとします。

第23条（約款の変更）

当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本約款を変更することができます。当該告知後、利用者がエディの発行を受け又はエディを使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第24条（合意管轄裁判所）

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附則

本約款は、平成23年2月16日から適用します。

【お問合せ・ご相談窓口】

本約款に関するお問合せは、以下の連絡先までご連絡ください。

- ①MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館 Edy に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

MARUNOUCHI CAFE 倶楽部 21 号館
03-5288-6125

- ②Edy カード、エディ又は本約款に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

(DC カードコールセンター)

東京 03-3770-1177
大阪 06-6533-6633

※ 受付時間 9:00～17:30（無休・年末年始は休み）